

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書  
( 年度市民税・県民税申告書 別紙)

年 月 日 提出

申出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

○ 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

		住民税の源泉(特別)徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。  
(注意) 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

○ 申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

		住民税の源泉(特別)徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

○ 添付書類

- 市民税・県民税申告書
- 税務署に提出した確定申告書の写し (年間取引報告書等を含む)

○ 所得税の繰越損失がある方

※ 本年度の市県民税から差し引く繰越損失額について、所得税の繰越損失額と異なる金額 (繰越損失額 0 円を含む) を申告する場合は、下記を記入してください。

本年分の市県民税から差し引く繰越損失額	配当等	円
	株式等	円
翌年度以降に繰り越される損失の金額	配当等	円
	株式等	円

市 処理欄

K :

J :